

泉南市公告第 52 号

ICT を活用した観光情報発信事業業務委託に係る一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 5 日

泉南市長 竹中 勇人

1. 事業の名称 ICT を活用した観光情報発信事業業務委託

2. 事業の概要

(1) 事業目的

恋人の聖地に認定を受けた泉南市（以下「市」という。）マーブルビーチ及び隣接する泉南ロングパークを市における観光誘客の核として位置づけ、市内の様々な観光情報を集約して一元的な情報発信を行うことで、より効果的な観光誘客を図り、臨海部を起点として内陸部から山間部へと及ぶ市全域への賑わいの波及を目的とする。

同時に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」において、安心安全な生活に対する様々な対策が周知されるに伴って、観光分野においてもウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける観光のあり方、観光客のニーズや受容されるプロモーション手法にも新たな変化が顕在化しつつある。本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、観光情報の発信にあたって情報通信技術を用いたデジタルサイネージを採用し、原則非対面、非接触での観光情報をはじめとする、必要かつ即時性の高い情報を提供する。

(2) 業務内容

別紙「ICT を活用した観光情報発信事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間 : 契約締結日から令和4年3月31日まで。

3. 参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の各項に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 単体企業による参加であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 泉南市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 直近5年間の間に、市、国又は他の地方公共団体等と本業務と同種の下記①～③の業務内容のうちいずれかで、受託金額が20,000,000円程度の業務を1回以上受託した者で、かつこれらを誠実に履行した実績を有すること。
 - ①観光情報発信サイト等の構築
 - ②デジタルサイネージシステムの構築及び設置
 - ③観光関連アプリの開発等
- (9) 泉南市暴力団排除条例(平成25年市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4. 入札参加資格審査申請

(1) 入札参加希望者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本市の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、令和3年度泉南市入札等参加資格者名簿に登録がある者は、下記⑤⑥⑦⑧⑨の書類を省略することができる。

- ①入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- ②同種業務実績報告書(様式第2号)
- ③質疑回答等の連絡先に関する調書(様式第3号)
- ④暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

- ⑤印鑑証明書の写し（官公庁発行様式）
 - ⑥使用印鑑届（様式第5号）
 - ⑦委任状（様式第6号）（本社以外の支店等で申請や契約を行う場合に必要）
 - ⑧法人登記簿謄本の写し（官公庁発行様式）
 - ⑨下記に掲げる納税証明書又は未納がない旨の証明書の写し
 - ・ 国税（法人税及び消費税）：税務署発行様式その3の3
 - ・ 本社及び委任先の都道府県税（法人事業税）：直近2期分
- (2) 上記①から⑨の申請書類をA4判フラットファイルに綴じ、提出にあたっては「5. 入札参加資格審査申請の関係書類及び申請書類提出の期間・場所」に記載のとおり提出するものとする。
- (3) 提出された申請書類等は返却しない。

5. 入札参加資格審査申請の関係書類及び申請書類提出の期間・場所

- (1) 入札参加希望者は、入札参加資格審査申請に必要な関係書類のすべてを下記に示す期間中に、本市ホームページからダウンロードして入手すること。
- (2) 入札参加希望者は、「4. 入札参加資格審査申請」に記載のとおり、入札参加資格審査申請に必要な関係書類について、期限内必着にて郵送により提出すること。この場合、封筒表面に「入札参加資格審査申請書在中」と記入すること。また発送後には、必ず「22. 問合せ先」へ電話で発送の連絡を行うこと。
- (3) 提出期間中の執務時間内（午前9時～正午、午後12時45分～午後5時30分）に直接持参することも可とする。

①交付期間：令和3年10月5日(火)から令和3年10月12日(火)まで

②提出期間：令和3年10月5日(火)から令和3年10月12日(火)まで

(直接持参の場合は土、日曜日及び祝日を除く。)

③提出先：〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市 市民生活環境部 産業観光課 商工労働観光係

6. 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格審査申請の提出書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者（以下「入札参加者」という。）には、入札参加資格確認通知書及び設計書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通

知する。

- (2) 入札参加資格確認通知書及び設計書の交付、または入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和3年10月13日（水）に電子メールにて送信するとともに、後刻郵便でも送付する。
- (3) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
 - ①請求期限： 令和3年10月14日（木）
 - ②回答期日： 令和3年10月15日（金）

7. 仕様書等に関する質疑及び回答

- (1) 仕様書等に関する質疑があるときは、質問受付期間内に質疑書（様式第7号）を作成し、電子メールを利用して提出すること。郵送や口頭、電話による質問は受け付けない。
 - ①提出期限： 令和3年10月13日（水）から令和3年10月14日（木）正午まで
 - ②送信先： 泉南市民生活環境部産業観光課/電子メール：sinkou@city.sennan.lg.jp
- (2) 電子メール送信後、必ず「22. 問合せ先」へ電話で着信確認を行うこと。電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。
- (3) すべての質疑と回答をとりまとめ一覧表を作成し、令和3年10月15日（金）の午前中に、入札参加者全員に対して「質疑回答等の連絡先に関する調書」（様式第3号）に記載している連絡先へ、電子メールで一斉に送信する。

8. 入札に参加できない者

- (1) 本件の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付後、入札までの間に本市の指名停止等を受けた者

9. 入札保証金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が当市指定の期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

10. 契約条項を示す場所及び期間

泉南市財務規則（昭和59年泉南市規則第4号）、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成15年制定）等については、本市ホームページを参照すること。

11. 入札方法

- (1) 入札書（様式第8号）は、事前に本市ホームページからダウンロードした様式を使用すること。
- (2) 入札書は、「13. 入札書の提出期限等」及び『入札要領別紙』に記載のとおり、封印・封かんのうえ、期限内必着で郵送により提出すること。なお5-（3）に記載のとおり職務時間内に直接持参し、提出することも可とする。
- (3) 入札参加資格確認通知書の交付を受けたものの、入札を辞退する場合は、入札参加辞退届（様式第9号）を速やかに提出すること。
- (4) 入札回数は、1回とする。
- (5) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

12. 予定価格の公表（事後公表）

落札者決定後に公表する。

13. 入札書の提出期限等

- (1) 提出期限：令和3年10月18日（月）午後4時必着
- (2) 提出先：泉南市樽井一丁目1番1号
泉南市 市民生活環境部 産業観光課 商工労働観光係
- (3) 留意事項
 - ① 提出に際しては、入札要領別紙「入札書提出方法及び入札書用封筒の記入方法について」を参照のうえ、封印（押印）・封かん（糊付け）した入札書のほか、記名押印した入札要項及び入札要領、入札価格と同額を追記した設計書を任意の封筒に同封し、封印（押印）、封かん（糊付け）して、郵送すること。
 - ② 提出する封筒の表面には、「入札書在中」と付記するとともに入札参加者の「所在地」「商号又は名称」を明記すること。
 - ③ 提出する封筒の裏面には、封筒の継ぎ目3か所に封印すること。

14. 開札方法

- (1) 開札日時：令和3年10月18日（月）午後4時30分

(2) 開札場所：泉南市役所 別館2階 会議室4

(3) 留意事項

①入札者で開札の立ち会いを希望する者は、開札までにその旨を「22. 問合せ先」へ事前に通知すること。

②入札者で開札の立ち会いを希望する者は、開札時刻の10分前までに来場すること。時刻までに来場しない場合は、前号の通知をしたものであっても待つことなく開札するものとする。

③開札に際し、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない泉南市職員が立ち会うものとする。

15. 落札者の決定に関する留意事項

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、下記のとおり当事者抽選を実施し、落札者を決定する。この場合において当該入札者はくじを辞退することができない。

①抽選日時：令和3年10月19日（火） 午前10時

②抽選場所：泉南市役所 別館2階 会議室4

(3) 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。

16. 入札の無効

(1) 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札要領及び入札要項において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 入札期限に遅れた者が提出した入札は無効とする。

17. 入札の中止等

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

18. 契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約を締結した場合
- (2) 落札者が過去2年間の間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本市が承認した場合

19. 契約の締結

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。なお、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

【要件】

- ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては支配人並びに支店又は営業を代表者するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を提供する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- ⑥契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記の①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約したとき。
- ⑦契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、泉南市が泉南市との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑧契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅延なくその旨を泉南市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

20. 支払条件

業務完了後、本市検査員による検査を受検の上、合格した後、契約者からの請求により一括で支払う。

21. その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、泉南市財務規則、入札要領、入札要項等を遵守すること。
- (2) 本入札で使用する言語は、日本語、通貨を円とする。
- (3) 本入札に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

22. 問合せ先

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号（泉南市役所別館2階）

泉南市 市民生活環境部 産業観光課 商工労働観光担当

電話： 072-483-8191（直通） / 電子メール： sinkou@city.sennan.lg.jp